

試験研究計画書

1 輸入の目的（輸入しなければならない理由を含めて記載すること。）

SPring-8 実験課題「X線散乱、バイオメディカルイメージングと機械学習を合わせた生きている眼の角膜構造解析」において用いる健康な豚角膜サンプルを、シンガポール眼科研究所 (SERI) で光干渉断層撮影を行った後に日本でX線散乱測定の試験研究を行うため、シンガポールから日本に健康な豚角膜サンプルを輸入しなければならない。

2 試験研究及び病原体等取り扱い責任者の氏名、住所、所属、職名

本課題の責任者、氏名：

住所：

所属：

職名：

取扱責任者：

3 輸入する病原体等の特性、動物に対する病原性及び感染性

（病原体、病性鑑定材料又はウイルスの完全長ゲノム核酸の場合、記載する。）

本試験研究で用いるサンプルは豚角膜であり、この一般的な特性は視覚情報を眼の網膜に収束させピントを合わせるための生体組織である。本試験研究用豚角膜は、シンガポールの食肉処理場で採取する。シンガポールからの豚由来サンプルは日本への輸入が禁止されている。

4 輸入する病原体等の使用方法、実験の具体的計画

本試験研究で用いる豚角膜は、X線散乱測定の測定サンプルとして用いる。フィルムに挟み密閉した水和させた豚角膜にX線を照射して豚角膜からのX線散乱パターンを取得する。具体的な計画：輸送用のコンテナで持ち込み、水和状態と角膜サイズを調整し、測定用コンテナに移し変える作業を中尺ビームライン実験施設実験動物維持施設遺伝子実験室の安全キャビネット中で行う予定である。使用した器具はオートクレーブで滅菌処理をする。測定用コンテナでSPring-8のビームラインBL40B2に運び、コンテナのまま豚角膜の散乱計測を行う。測定後のサンプルは中尺ビームライン実験施設実験動物維持施設遺伝子実験室のオートクレーブで滅菌し廃棄する。

5 輸入に関連する他法令手続きが必要な場合にあっては、それらの手続きが了していることについて

特になし

6 その他

- ・家畜伝染病予防法第36条第1項ただし書きに基づく病原体等の輸入許可手続き実施要領（平成21年2月21日付け20動検第1067号の別添）の2の（3）のオの（オ）～（コ）について説明した書類
- ・管理場所の図面及び周辺地図